

委託乳幼児扶助費支給申請のお知らせ

【1. 制度の概要】

保護者のかたの経済負担の軽減を目的に、対象施設の実際の保育料※と認可保育施設等を利用した場合の保育料の差額を助成する柏市独自の制度です。

※ 助成の対象となる経費は月額保育料と園が提供する昼食代です。

【2. 対象施設】

- (1) 柏市保育ルーム (2) 認可外保育施設
(3) 企業主導型保育施設(地域枠)

※ 厚生労働省が定める「認可外保育施設に対する指導監督基準」を満たしている施設が対象です。

詳細はこちらを
ご覧ください。
(柏市 HP)



【3. 対象となるかた】

- (1) 保護者、お子様ともに柏市に住所を有している。
(2) **生後57日から2歳児**（3歳になる年度の3月31日まで）までのお子様
(3) 両親ともに以下【4. 扶助費支給対象要件】のいずれかに該当するかた
(4) 対象施設と**月極め契約**をしている。

※ 上記要件(1)~(4)のほかにも要件があります。詳細については柏市 HP をご覧ください。

【4. 扶助費支給対象要件】

両親ともに以下のいずれかの要件に該当する必要があります。

No.	保護者の状況	要件
1	就労	「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たす就労をしている場合
2	就学	学校に在学している又は職業訓練を受けていて「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たす就学をしている場合
3	妊娠・出産	母親が妊娠中か出産後間もない場合(出産月の 前後2か月以内) ただし、月の初日に生まれた時はその月を1か月とする
4	疾病・障害	保護者が疾病、負傷、障害がある等の状態であり、児童の家庭保育にあたれない場合
5	介護・看護	同居の親族 (長期間入院等をしている場合を含む)を「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たす介護又は看護をしている場合

※ 扶助費支給制度においては、「求職活動中」及び「育児休業中」は支給対象外となります。

※ 「妊娠・出産」の要件に該当するかたは、出産月の前後2か月以内が支給対象となります。

【5. 支給時期】

申請月	申請書等受付期間	支給月
第1期(4月分~6月分)	7月1日 ~ 7月31日	8月末日
第2期(7月分~9月分)	10月1日 ~ 10月31日	11月末日
第3期(10月分~12月分)	1月1日 ~ 1月31日	2月末日
第4期(1月分~3月分)	4月1日 ~ 4月30日	5月末日

【申請に必要な書類】

- ① 申請書
- ② 領収書兼支援提供証明書
(施設が発行するもの)
- ③ **保育の必要性を証明する書類**
(就労証明書等)

※ ③は第1期に提出された場合、第2期以降は提出不要です。ただし、診断書等の期限付きの書類及び要件に変更が生じた場合は、都度提出が必要となります。

【 6 . 支給額等について】

表 1 の金額を上限とし、対象施設の実際の保育料と認可保育施設等を利用した場合の保育料の差額を助成します。

※1 対象施設の保育料が認可保育施設等を利用した場合の保育料より低いケースでは、支給されません。

※2 対象施設の保育料が表 1 の金額を上回った場合、超過分は保護者負担となります。（下図パターン 1 参照）

※3 対象施設の保育料が表 1 の金額を下回った場合、その保育料が支給上限金額となります。（下図パターン 2 参照）

※4 認可保育施設等を利用した場合の保育料については、下の QR コード「柏市令和 6 年度保育園等利用申込みのご案内」の 1 2 ページ目をご覧ください。



表 1. 扶助費支給上限額(100 円未満切捨て)

歳児	支給上限額(お子様1人あたりの月額)	
	保育ルーム・認可外保育施設	企業主導型保育施設
0歳児	70,000円	37,100円
1歳児～2歳児	70,000円	37,000円

《算出方法》

対象施設の保育料
(支給上限金額)

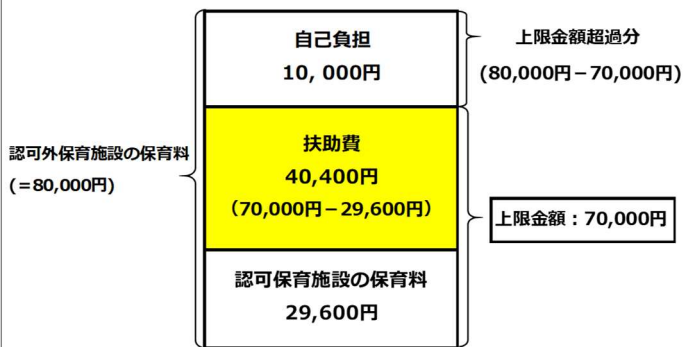
認可保育施設等を利用した場合の保育料

扶助費

【パターン1】

認可外保育施設の保育料が扶助費支給上限金額を上回る場合

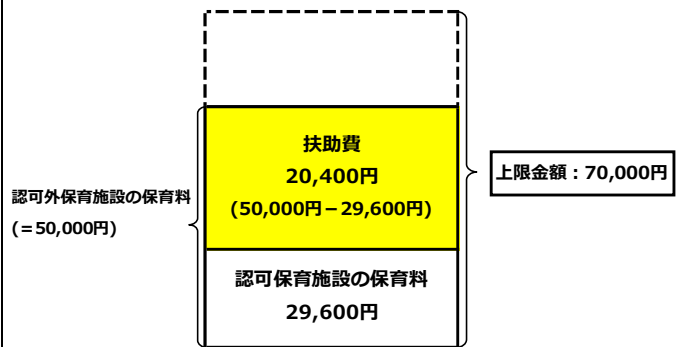
認可外保育施設1歳児クラス利用 : 支給上限金額70,000円
認可保育所等を利用した場合の保育料 : 29,600円/月(4-5階層)



【パターン2】

認可外保育施設の保育料が50,000円(上限金額を下回る場合)

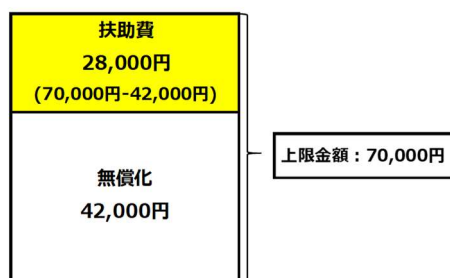
認可外保育施設1歳児クラス利用 : 支給上限金額70,000円
認可保育所等を利用した場合の保育料 : 29,600円/月(4-5階層)



【パターン3】 非課税世帯の場合

認可保育料が0円のため、支給上限金額の範囲で全額支給されます。
(無償化(※1)との併用支給になります。)

※1 別途、施設等利用給付認定(新3号)認定の申請が必要となります。



【 7 . お問合せ先】

柏市保育運営課 入園担当 (施設等利用給付班)

〒277-8505 柏市柏5-10-1

電話番号 04-7128-6881 (直通)

《注意》「企業主導型保育施設(地域枠)」を利用されている場合は、無償化の上限額と扶助費支給上限額が同額のため、扶助費の支給対象外となります。
(該当のかたは、ご利用の施設にて手続きが必要となります。)